

『墓地使用地返還の際の注意事項』

「墓地使用地返還届」は、墓地名義人自身が記名してください。

返還に際しては、使用者において墓石等の工作物を全て撤去し、更地の状態にして返還していただきますので、事前に下記までご連絡ください。

工事完了後、返還届に工事前後の写真を添付して、下記まで提出してください。

〒850 - 8570
長崎市尾上町3 - 1
長崎県 生活衛生課営業指導班
代表(095)824 - 1111 (内線2363)
直通(095)895 - 2363
FAX(095)824 - 4780

様式第 5 号

長崎県有墓地使用地返還届

長崎県知事 様

年 月 日

届出者 住 所
氏 名

次のとおり墓地の使用地を返還するので、長崎県有墓地使用条例施行規則第 8 条の規定により、許可証を添えて届け出ます。

記

- 1 場所 等区 (地区) 番
- 2 返還年月日 年 月 日
- 3 返還の理由